

公益財団法人東洋食品研究所

コンプライアンス規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人東洋食品研究所（以下、「当研究所」と言う）に於けるコンプライアンス推進について必要な事項を定め、以て、当研究所の社会的信頼性の確保と業務運営の公正性の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定に於ける用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) コンプライアンス：当研究所又は役員及び職員（以下、「役職員」と言う）等が当研究所の業務遂行に於いて法令及び当研究所が定める諸規則、規程等を遵守すると共に、高い倫理観に基づき良識ある行動をとる事を言う。

(2) 役職員等：役員及び職員並びに就業規則第3条に規定する嘱託職員、準職員、パートタイマー、試傭中の者及び、当研究所に労務を提供する者を言う。

(役職員等の責務)

第3条 役職員等は、当研究所に於けるコンプライアンスの重要性を深く認識し、食品工学の独自研究と研究助成及び、文化財保護と公開を通じて、広く社会に寄与する為、常に公平かつ公正な業務の遂行に努めなければならない。

2 役職員等は、自らの担当業務に関する法令について、常に正しい知識を習得するよう努めなければならない。

3 役職員等は、自らの行動が、コンプライアンスに沿ったものであるか、常に自省・点検しなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 代表理事、所長、各部長、課長、室長、係長は、自己管理を行い、監督又は指導する部署に於いては、コンプライアンスの推進が図られる様にしなければならない。

(免責の制限)

第5条 役職員等は、次に掲げる事を理由として、自らのコンプライアンス違反行為の責任を免れることは出来ない。

- (1) 法令について正しい知識がなかった事
- (2) 法令に違反しようとする意思がなかった事
- (3) 当研究所の利益を図る目的で行った事

第2章 コンプライアンス推進体制

(コンプライアンス統括責任者)

第6条 この規定に基づくコンプライアンス推進の為の取組を統括する責任者として、理事1名を理事会の同意を以て代表理事が任命する。

2 コンプライアンス統括責任者（以下、「統括責任者」という）は、当研究所のコンプライアンス推進の為の具体的措置を講じなければならない。

(監査)

第7条 統括責任者は、機構におけるコンプライアンスの状況の点検と不正の未然防止のため、業務執行状況全般について、計画に基づき定期的に監査を実施するものとする。

2 前項の定期監査のほか、統括責任者が必要と認める時は、随時、臨時監査を実施する事が出来る。

3 第1項及び第2項の監査を実施するに当たり、統括責任者は、監査担当職員を指名し、監査の執行を補助させる事が出来る。

4 統括責任者は、第1項及び第2項の監査の結果を、直近に開催されるコンプライアンス委員会において報告するものとする。

(公益通報)

第8条 コンプライアンスの推進を図るため、公益通報制度を設ける。

2 前項の公益通報制度の詳細については、別に定める「公益通報に関する規定」による。

第3章 コンプライアンス委員会

(コンプライアンス委員会)

第9条 当研究所に於けるコンプライアンス推進について必要な事項を検討する為、代表理事はコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(所管事項)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- (1) コンプライアンスの状況の内部監査に関する事
- (2) コンプライアンス推進のための活動方策に関する事
- (3) コンプライアンス違反事案又は、その恐れのある事案に関する職員等への情報提供に関する事
- (4) コンプライアンス違反行為に対する対応策及び調査、並びに再発防止策に関する事
- (5) 調査結果に基づき、コンプライアンス違反行為が行われたか否かの認定を行う事
- (6) 違反行為に関与したと認められる職員に対する懲罰を決定する事
- (7) 利益相反に関する事
- (8) 職員等のコンプライアンス意識の高揚を図るための研修の実施に関する事
- (9) その他コンプライアンス推進に必要な事項に関する事

(組織)

第 11 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 代表理事、統括責任者理事
- (2) 所長、各部長
- (3) その他委員会が必要と認めた者 3 名以内

2 前項第 3 号の委員は、代表理事が委嘱する。

(委員長等)

第 12 条 委員会の委員長は代表理事を以て充てる。

2 委員会に事務局長を置き代表理事が指名する。

3 事務局長は委員長を補佐し、委員長に事故等がある時はその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 13 条 委員長が必要と認めた時は、委員以外の者を委員会に出席させる事が出来る。

(委員会)

第 14 条 委員会は、定例委員会及び臨時委員会とする。

2 定例委員会は、原則 2 月及び 8 月に開催する。

3 臨時委員会は、委員の要請により委員長が招集する。

(理事会への報告)

第 15 条 代表理事は、第 10 条に規定するコンプライアンス違反行為の内、重要な案件に就いては、その対応策と再発防止策の概要を、直近に開催される理事会において報告しなければならない。

(事務局)

第 16 条 委員会の事務局を総務部に置く。

第 4 章 雑則

(補則)

第 17 条 この規定に定めるものの他、必要な事項は、代表理事が別に定める。

第 18 条 この規定の改廃は統括責任者が起案し、委員会で行う。

附則

この規定は、平成 27 年 2 月 20 日から適用する。